理 由 書

下記の理由により、位置、区域及び面積について本案のとおり変更しようとするものである。

1　30 年経過、主たる従事者の死亡、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったことを理由に買取りの申出があり、申出の日から起算して３か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったため、生産緑地法第１４条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。

このことにより、生産緑地としての指定要件を満たさなくなったことから、

「195 号　長沼町第５生産緑地地区」、

「220 号　作草部町第１生産緑地地区」、

「223-1 号　作草部町第４生産緑地地区（その１）」、

「240 号　椿森三丁目第１生産緑地地区」、

「330 号　生実町第２６生産緑地地区」、

「494 号　誉田町一丁目第７生産緑地地区」、の６地区について全部を廃止し、

「224-1 号　作草部町第５生産緑地地区（その１）」、

「358 号　塩田町第１生産緑地地区」、

「373 号　葛城三丁目第１生産緑地地区」、

「443 号　古市場町第１生産緑地地区」、

「444 号　古市場町第２生産緑地地区」の５地区について一部を廃止するものである。

2　生産緑地法第８条第１項ただし書きの規定により、公共施設等の設置に係る行為がなされ、生産緑地として指定要件を満たさなくなったことから、

「333 号　生実町第２９生産緑地地区」の一部を廃止するものである。

3　良好な都市環境の形成に資すると認められるため、

「577 号　生実町第３１生産緑地地区」について追加するものである。

以　上